

仕様書

1 業務名称

西区役所庁舎屋内広告掲載業務（屋内モニター）

2 履行場所

堺市西区鳳東町6丁600番地

3 履行期間及び使用許可期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。使用にあたっては、行政財産目的外使用許可申請書の提出により使用許可を受けること。令和6年4月1日以降継続して使用する場合は、年度毎に同様の申請を行うことにより、本市が使用許可の延長を行って支障がないと判断した場合は令和10年3月31日までの間、使用許可を受けることができる。また、広告取扱事業者の都合及び使用期間満了により撤去しようとするときは、その4か月前までに文書により本市に申し出るとともに、その指示に従うこと。

4 業務目的

広告事業の実施による一般財源の増収、番号案内表示システム及びWEB表示システムの導入による市民サービスの向上を目的とする。

5 業務概要

- (1) 情報モニターを作成・設置し、堺市内を中心とする民間企業の広告を掲載する。
- (2) 番号案内表示モニターを作成し、それに伴うシステム機器を設置するとともに、WEB表示システム（待ち人数等をリアルタイムでホームページに表示させる機能を有する）を導入する

6 業務内容

(1) 広告掲載機器

・モニター設置箇所

番号	場所	掲載枠規格	台数	設置方法
①	1階市民課待合	42インチ以上	1台	天吊り
②	1階市民課カウンター上	32インチ以上	1台	壁掛け
③	1階保険年金課待合1	32インチ以上	1台	壁掛け
④	1階保険年金課待合2	32インチ以上	1台	壁掛け
⑤	1階EVホール	32インチ以上	1台	壁掛け

⑥	3階地域福祉課待合	32インチ以上	1台	天吊り又は壁掛け
⑦	1階玄関ホール	42インチ以上	1台	自立式
⑧	1階玄関ホール	42インチ以上	1台	自立式

※⑧は行政情報専用のモニター。以下「行政情報専用モニター」という。

・モニターの設置方法

モニターの設置に関して、アンカーボルト等を使用し、確実に固定すること。また、既設の設備等の移設等が発生する場合は、事前に本市と協議し、承諾を得ること。

モニターを撤去又は移設する際には、原状回復することとし、設置した際のボルト跡等は残さないように施工すること。

・緊急情報の放映

災害情報等の緊急情報を本市の求めに応じて即座に放映することができるようにすること。

・保守点検

故障等が発生した場合は、本市の求めに応じて即座に対応することとし、6か月に1回以上は定期的に保守点検を行うこと。

・その他

庁舎内の美観及びユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 広告掲載・放映

・堺市内を中心とし、堺市にも商圈等を有する周辺市の民間企業の広告主を募集し、広告を掲載すること。(名称・電話番号・写真等)

・広告主及び広告内容について公共性、美観及び利用者への影響に配慮すること。

・広告の放映は無音とする。

・広告の放映時間は上記モニター番号①～④及び⑥については、区役所開庁日(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く日)の午前9時から午後5時30分までとする。その他のモニターについては、全日午前9時から午後10時までとする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更することがある。

・上記モニター番号①、⑦の付近に広告主のチラシ・パンフレットを掲出できるラックを設置することができる。設置する場合は、行政財産の目的外使用となるため行政財産目的外使用料を徴収する。

・広告の内容が堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準並びに関係法令に違反しているとき及び西区役所庁舎で放映する広告としてふさわしくないと本市が判断し、広告内容の修正若しくは削除を本市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、広告取扱事業者の責任と負担において対応すること。

- ・ 広告モニターの故障等、広告の放映が不能となった場合において、広告主等に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、広告取扱事業者の責において対応すること。
- ・ 広告主の表示や広告の掲載については、事前に当該原案及び広告主の誓約書【様式6】を本市に提出し、承認を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とする。
- ・ 広告取扱事業者は、来庁者等からの問合せに対応するためのリーフレット等を本市が指定する場所に備え付けることができるものとする。リーフレット等の内容については、本市と協議のうえ、決定する。
- ・ 広告を放映する際に「広告に関する一切の責任は広告取扱事業者に帰属します。また、堺市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ・ 色覚障害者に配慮した配色とすること。

(3) 行政情報掲載・放映

- ・ 行政情報枠の作成は広告取扱事業者が原則無料にて行い、本市は行政情報を提供するものとする。
- ・ 広告放映枠の中で、4分の1程度の割合で行政情報を放映すること。
- ・ 行政情報専用モニターについて、行政情報（主に動画）を本市が自由に放映できるようにすること。また、DVD等を再生する際のリピート機能を備えたものとする。詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。
- ・ 本市が広告取扱事業者に提供する行政情報に基づき作成された内容は、本市に著作権が帰属し、広告取扱事業者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、本市の許可を得るものとする。

(4) 番号案内表示システム・WEB表示システム

- ・ モニター設置箇所

番号	場所	表示枠規格	台数	設置方法
①	1階市民課待合	42インチ以上	2台以上	天吊り
②	1階市民課カウンター上	32インチ以上	1台以上	壁掛け
③	1階保険年金課待合1	32インチ以上	1台以上	壁掛け
④	1階保険年金課待合2	32インチ以上	1台以上	壁掛け
⑥	3階地域福祉課待カウンター	32インチ以上	1台以上	自立式、天吊り又は壁掛け
⑦	1階玄関ホール	42インチ以上	1台以上	自立式

・発券機等の配置

所管	窓口	発券機	表示機	操作機	モニター 番号	WEB表示シ ステム対応
市民課	諸証明交付	1台	1台	4台	①②③④ ⑦	要
	戸籍・住民異動・ 印鑑登録・マイナ ンバー	1台	2台	4台		
保険年金課	国民健康保険	1台	1台	3台		
	医療給付		1台	3台		
	国民年金	1台	1台	2台		
市税の窓口	市税・原付登録	1台	2台	3台		
地域福祉課	高齢者・障害者福 祉	1台	1台	2台	⑥⑦	不要
	介護保険		1台	2台		
西保健セン ター	—			1台		

※市民課の諸証明交付窓口分の操作機1台にPC及びバーコードリーダーを設置し、証明窓口で渡した番号札に対応する証明書用のバーコードを交付窓口にて読み取れるよう設定すること。

・機器接続

それぞれの窓口用の発券機、表示機、操作機をグループ化し、受付番号を順番に表示する。また、上記「発券機等の配置」表のモニター番号に記載されているモニターと接続し、案内番号を表示する。

・消耗品

システム稼働に必要なロール紙、バーコード付き番号札等消耗品は、本市からの請求により速やかに納品すること。

・保守点検

故障等が発生した場合は、本市の求めに応じて即座に対応することとし、番号案内表示システムについては、6か月に1回以上は定期的に保守点検を行うこと。

・職員閲覧用モニター

職員が執務室内で番号案内表示を確認することができるようモニターを設置すること。

- ・WEB表示システム

発券機の情報ホームページに掲載され、タイムラグは1分以内とし、ホームページ掲載画面は各種パソコン、スマートフォン及びタブレットにおいて正確に表示されること。なお、掲載画面の様式は及び文言は発注者と協議の上決定すること。

- ・その他

受付人数、平均待ち時間等の集計データ作成機能を有すること。

同一番号を再呼出しできる機能を有すること。

発券機等を設置する台が必要な場合は、本市と協議の上、広告取扱事業者の負担において設置すること。

7 目的外使用料

堺市行政財産の目的外使用に関する条例第3条の規定に基づき算出する。

8 使用許可の取消し

使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供するため必要性が生じたとき、又は当該許可（公募要領4資格要件）の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取消すものとする。

9 必要経費

(1) 工事費

本業務に係るモニター、既設機器、番号案内表示システムに係る機器等の設置・撤去及び移設に要する工事費はすべて広告取扱事業者の負担とする。

(2) 光熱費

広告掲載に係るモニター等の光熱費は広告取扱事業者の負担とし、番号案内表示システムに係る光熱費は、本市の負担とする。

(3) 消耗品

本業務に係る必要なロール紙、バーコード付番号札等の消耗品はすべて広告取扱業者の負担とする。

(4) 保守点検

広告掲載機器、番号案内表示システム及びWEB表示システムに故障が発生した際の修理費用や保守点検費用は広告取扱事業者の負担とする。

10 その他

(1) 本仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は堺市公告掲載要綱及び堺市広告掲載基準等に定めるところによるものとする。

(2) 業務実施にあたり、本仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ本市に確認し、指示に従う

と。